

令和 6 年 7 月 1 2 日  
中 部 地 方 整 備 局

## 独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①株式会社魚国総本社 大阪市中央区道修町1丁目6番19号  
及び住所 ②メーキュー株式会社 名古屋市守山区下志段味3丁目2303番地  
③株式会社ミツオ 名古屋市熱田区新尾頭3丁目4番25号  
④日本ゼネラルフード株式会社 名古屋市中区千代田5丁目7番5号  
⑤葉隠勇進株式会社 東京都港区芝4丁目13-3PMO田町東10F  
⑥コンパスグループ・ジャパン株式会社 東京都中央区築地5丁目5番12号
2. 指名停止措置期間：①②③：令和6年7月12日から令和6年11月11日まで（4ヵ月）  
④⑤：令和6年7月12日から令和6年9月11日まで（2ヵ月）  
⑥：令和6年7月12日から令和6年8月11日まで（1ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

## 4. 事 実 概 要

(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、日本ゼネラルフード(株)、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記6社が、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

| 措 置 要 件                                                                                      | 期 間                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| (独占禁止法違反行為)<br>5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>2ヵ月以上9ヵ月以内 |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也  
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138